

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書の作成と提出に係る留意点について

書き方等、詳細については裏面をご確認ください。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人事業主の方については、提出の際に下記の書類で本人確認（身元確認、番号確認及び代理権確認）をさせていただく場合がございます。

なお、当市へ報告すべき従業員等がない場合は、お手数ですが書類を破棄くださいますようお願いいたします。

支払者が個人番号を記載する個人事業主の場合の本人確認について

（１）支払者本人が給与支払報告書を提出する場合

本人の番号確認書類		本人の身元確認書類
【いずれか１点】 ・ 個人番号カード ・ 通知カード ・ 住民票（個人番号記載）の写し	+	【いずれか１点】 ・ 運転免許証等の官公署等が発行した顔写真付の書類 ・ 個人番号カード ・ 税理士証票 【上記で確認が取れない場合はいずれか２点】 ・ 健康保険証 ・ 年金手帳 ・ 社員証等

（２）代理人（従業員、税理士等）が給与支払報告書を提出する場合

委任者（本人）の番号確認書類		代理人の身元確認書類		代理権確認書類
【いずれか１点】 ・ 個人番号カードの写し ・ 通知カードの写し ・ 住民票（個人番号記載）の写し	+	【いずれか１点】 ・ 運転免許証等の官公署等が発行した顔写真付の書類 ・ 個人番号カード ・ 税理士証票 【いずれか２点】 ・ 健康保険証 ・ 年金手帳 ・ 社員証等	+	【いずれか１点】 ・ 税務代理権限証書 ・ <u>委任状（別紙に様式を添付）</u>

※eLTAX による提出の場合には、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の提出等は不要です。

※郵送で提出する場合には、番号確認書類および身元確認書類の写し（委任状は原本）を同封してください。

提出時の留意点について

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインでは、「容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる」と記載されています。本人が郵送したにもかかわらず、万が一市に届いていない場合等を防ぐため、手渡しまたは、本人が追跡調査可能な簡易書留等をご検討ください。

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」の電子化について

伊予市では、次のとおり紙による通知書にかえて、電子署名を付与したデータを eLTAX で送付しています。

給与支払報告書を eLTAX により提出	特別徴収税額決定通知書の送付方法
受取方法「電子データ（正本）」で提出	電子署名付き電子データ（紙による通知書は送付しません）
受取方法「書面（正本）」で提出	紙による通知書（電子データは送付しません）

[illegible]

平成29年度(平成28年分)の様式から従業員本人と扶養親族の個人番号及び事業所様法人番号・個人番号についての記載欄が設けられました。ご記入くださいますようお願い申し上げます。